

東船橋自治会会則

第1章 総 則

(名称、組織)

第1条 本会は、船橋市東船橋自治会と称し、東船橋1、5、6、7丁目(一部地域を除く)の全域、及び4丁目の全域に居住又は事務所を有する者を会員として組織する。

(目 的)

第2条 本会は、地域の共同活動を通じて、良好な地域社会の維持形成をはかり、併せて会員の福祉向上及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を、船橋市東船橋7丁目20番1号の東船橋自治会館内に置く。

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するため、下記事業を行うものとする。

1. 防犯、防災、環境衛生、交通及び消防等に関する事項
2. 地域の福祉増進に関する事項
3. 非常災害等の発生時に、関係機関と連携をはかり、救済に関する事項
4. 青少年の健全育成に関する事項
5. 地域の行事に対する協力に関する事項
6. 関係機関等からの配付物の回付に関する事項
7. 自治会館の管理及び利用に関する事項
8. 会員相互の親睦をはかる事項
9. その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会 費)

第5条 本会の会員は、毎月別表に定める会費を納付するものとする。

(入 会)

第6条 第1条に定める者が、本会に入会しようとする者は、会長に申し出なければならない。

(退 会)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

1. 会員が第1条に定める区域内に住所又は事務所を有しなくなったとき。

2. 会員本人から別に定める退会届(別紙1)が会長に提出されたとき。
3. 会員が死亡し、家族が同居しないとき。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 7名以内
3. 会計監査 2名
4. 常任理事 若干名
5. 会計理事 2名
6. 理事 (班長があたる)

(平成21年4月一部改正)

(役員を選出)

- 第9条
1. 会長、副会長、会計監査は、常任理事の推薦により、総会において承認された者とする。
 2. 常任理事は、その所属する各班の理事(班長)、又は会員の中から推薦された者とする。
 3. 会計理事は、常任理事の中より選出する。
 4. 理事(班長)は、その班を構成する会員の中から互選する。

(役員職務)

- 第10条
1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 3. 常任理事は、会長の諮問に応じ、会の事業計画及び予算の編成、その他一般業務を審議し処理する。
 4. 会計理事は、本会の経理に関する一切の事務を処理する。
 5. 理事は、本会の目的達成に協力する。
 6. 会計監査は、本会の会計業務及び資産の状況を監査し、又会議に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第11条 1. 役員任期は2年とする。ただし、理事は1年とし、いずれも再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役、顧問)

第12条 本会に相談役、顧問を置くことができ、会議に出席して助言することができる。

第4章 会 議

(会議の種別)

第13条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを招集する。

1. 通常総会
2. 常任理事会

(会議の開催)

第14条 総会は役員をもって構成し、通常と臨時に開催する。

1. 通常総会は、毎年度決算終了後、2か月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上の請求があるとき。
3. 常任理事会は、毎月第3土曜日に開催するものとする。また、必用がある場合は、臨時に常任理事会を開催することができる。

(会議の議長)

第15条 会議は通常、会長が議長となるものとし、総会の議長は役員の中より選出することもできる。

(総会の議決)

- 第16条 1. 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
2. 議事は出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

- 第17条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録(別紙2)を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員(理事)の出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 事業計画、予算、会計

(事業計画、予算)

第18条 本会の毎年度の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

(事業報告、決算)

第19条 本会の毎年度の事業報告及び決算は、会計監査の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会の経費)

第20条 本会の経費は、繰越金、会費、市交付金、寄付金及びその他収入金をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(会則の改廃)

第22条 本会会則の改廃は、総会の議決をもってする。

(委 任)

第23条 本会の目的達成に必要な事項については、常任理事会の議を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 自治会会費

	持ち家世帯 (戸建て住宅、分譲マンション等)	借り家世帯 (賃貸住宅、アパート等)
月 額 会 費	250円	200円

(平成19年4月改正・平成28年4月改正)